

## 規 則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（次号及び次条において「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び次条において同じ。）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。